

化学物質と環境円卓会議・関東地域フォーラム

神奈川における

化学物質と環境に関する取り組み

行政の立場から

神奈川県環境農政部

化学物質・フロン対策担当課長 武 繁 春

## 化学物質についての市民の不安感

- 自分では避けられない。
- 自分には直接利益をもたらさない。
- 発がん性などの取り返しのつかない影響があるのでは？
- きちんとした情報がない。  
あっても公表されていないのでは？

# ハイテク産業の化学物質汚染・事故対策

## 「神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針」

(平成2年7月(暫定)～)

- 立地の構想段階: 環境安全面からの適正な立地
- 立地の計画段階: 自主管理体制の構築
- 建設段階: 地元等との環境安全協定の締結

## 「横浜市先端技術に係る環境保全対策指導指針」

(平成3年4月(暫定)～)

## 「川崎市先端技術産業環境対策指針」

(平成4年4月～)

## 一般事業所の化学物質汚染・事故対策

### 「神奈川県化学物質環境安全管理指針」

(平成3年4月～平成10年3月)

- 自主管理マニュアルの作成、報告

### 「横浜市化学物質適正管理指針」(平成9年4月～)

- 数値目標を立てて排出抑制

### 「川崎市郊外防止条例」(昭和47年3月～平成12年12月)

- 事故時の措置

## 条例による事業者・行政の役割の明確化

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年4月～)

- 管理体制の整備
- 使用・排出・廃棄量の把握等

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」

[化学物質の適正管理] (平成12年12月～)

- 管理体制の整備
- 使用・排出・廃棄量の把握
- 自主管理目標の設定とその公表等

横浜市における環境保全に関する条例のあり方の検討

(中間とりまとめ)(平成14年2月)

## 「化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）」 の完全施行（平成14年4月）

### 県・市のこれまでの取り組み

- 国の「PRTRパイロット事業」に参加
- 広報誌等による法制度の周知、啓発
- PRTRデータの受付準備

### 県・市のこれからの役割（PRTR法）

- 自主的な管理の改善のための事業者への技術的な助言
- 化学物質の排出状況について国民の理解を促進
- 人材の育成

## PRTRデータの活用(事業者)

- 化学物質の管理活動の改善に・・・
- 自社の環境保全行動の成果としてアピール
- 地域住民等とのコミュニケーションに・・・
  - ・排出削減策を講じていることを示す
  - ・排出量を基に周辺大気濃度の推計も
  - ・自社で扱う化学物質の正確な知識を得ておく

## PRTRデータの活用(市民)

- データをもとに、身の回りの環境に関心をもつ
- 共通の関心をもつ仲間と連絡をとり、行動する
- 家庭でできる取り組みを実行する



## PRTRデータの活用(行政)

- 地域環境リスクの低減化方策の検討に・・・
- 環境モニタリング計画の立案に・・・
- 地域の情報として市民の立場に立って提供
  - ・地域ニーズに応じたデータの加工、集計
  - ・必要な基礎知識の普及とともに
- 市民と事業者とのコミュニケーションに・・・
  - ・間に立って情報の橋渡しができる人材を育成